

総合補償制度のご案内

箕輪リース販売株式会社

箕輪リース販売株式会社では、レンタル機械のご利用期間中に、
万一の事故が発生した場合に補償できる
箕輪リース販売株式会社の「総合補償制度」をご用意いたしております。

昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車輛等の盗難事件が、各地で発生しております。
また、工事現場において建設機械（運行中の車輛）の破損事故・人身事故等も発生しております。
このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する
様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。
是非「総合補償制度」へのご加入をお願い致します。

■補償内容

	対象車種	補償内容	お客様ご負担金	補償料金
動産補償制度	別紙の機種 (ナンバー付を除く)	補償金額 時価額 レンタル中の機械が、破損・盗難等 偶然な事故による損害を補償いたします。	破損事故 ※1事故につき 10万円～	別紙 総合補償 制度料金表を ご覧下さい
			全損・盗難 10万円～ (時価額10%)	
賠償補償制度	バックホー、クローラダンプ タイヤショベル、ブルドーザー フィンリッシャー、コンプレッサー 発電機、グレーダー タイヤローラー、 マカダムローラー、 タイヤショベル(白ナンバー)	対人 一名 5,000万円 1事故 10,000万円 対物 1事故 1,000万円 お客様がオペレーションミス等により人 を死傷させたり、物を破損した等、法律 上の賠償責任が発生した時、お客様が 負担する損害賠償金を補償いたします。	※1事故につき 10万円～ (時価額10%)	
自動車補償制度	各種レンタカー タイヤローラー	対人 無制限 対物 1事故 1,000万円 搭乗者 1名 1,000万円 車輛 時価額	※1事故につき 10万円～ (時価額10%)	

- 補償料金 : 弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。
 - 加入期間 : レンタル開始時より終了時までのレンタル期間に関係なく、弊社出庫時から弊社入庫時までを補償対象とします。
 - お客様ご負担金 : 事故発生時に、お客様にご負担頂く金額です。
 - 休業損害 : レンタル機に破損又は盗難が生じ休業期間を要する場合休業期間中の休車損害をご負担頂きます。
- ※ 1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。

■ [動産補償] レンタル機械の損害を補償します

- レンタル機械の通常作業中で発生したレンタル事故による損害*1 の破損による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難*2 による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械の運送中の事故による損害

* 1 通常作業中で発生した事故とは 定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

* 2 盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。

【動産補償事故例】

- 作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- 現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
- 廻送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
- 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
- 作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

■ [賠償責任補償] レンタル機械使用中の賠償責任を補償します

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者※に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲以内)

【注意】貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険と按分させていただく場合がございます。

また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合も同様です。

人身事故の場合、労災保険、労災上乘せ保険(傷害保険等)を優先させていただきます。

※ 第三者とは、該当する建設現場において作業を行っている企業、またその作業員以外を指します。

【賠償補償事故例】

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ブルドーザーで作業中、操作を誤って第三者をケガさせてしまった。
- 油圧ショベルを旋回させ誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- 油圧ショベルでガスを積込み中、操作ミスによって電話線を切断した。
- ブルトーザーで作業中操作を誤って現場内で運送業者のトラックにぶつけてしまった。

●●● 補償の対象とならない損害 ●●●

[動産補償・賠償責任補償共通]

- 故意、重大な過失による損害
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- じんあい、騒音、核汚染などによって生じた損害
- 地震、もしくは噴火など天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- 事故に関わる間接損害*1
- その他保険会社の約款に定める免責事項
- 車両系運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害
車両系資格=各々レンタル機械を操作するための資格*2
- 事故発生時の連絡が遅延した時、「総合補償制度」の補償が受けられない場合もあります。
 - *1 事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車両修理期間休車補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。
 - *2 参考:別紙「資格一覧表」をご覧ください。

[動産補償]

- 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- バケット、カッター等消耗品や履帯(シュー)、管球類(ライト等)の損害
- 電氣的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- アタッチメントの常時他と接する部分の損害
- 自然消耗、性質によるさび、かび、変質、虫食い、
- 置き忘れ、紛失による損害
- 台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災事故
- 凍結による損害
- 詐欺、横領による損害
- 所轄警察への届け出がなかった場合(盗難事故時)
- 部品の部分盗難(バッテリーのみ盗まれた等)
- ガラスの単独破損

[賠償責任補償]

- 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合。
- 加入者※1の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害※2
- 重大な法令違反によって生じた損害
- 自動車の所有、使用、管理に起因する損害

※1 【注意】加入物の範囲は、①借主の下請人、元請人等現場関係作業者をいいます。

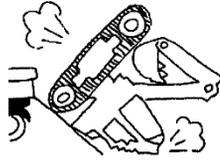
※2 【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

補償出来ない事故例と補償となる事故例

動産補償

建設機械の
破損・曲損。

建機を積込中、
誤って横転させた



動産補償

建設機械の
盗難。

何者かに発電機を
盗難された



動産補償

電気、機械的
事故によるもの。

お客様の不注意による
エンジン焼付け等



動産補償

故意、または
重大な法令違反に起因する
損害。

わざと壊した



動産補償

錆・変質・変色

動産補償

無免許及び酒
気帯運転等による事故。

動産補償

地震、噴火、
津波による
損害。

動産補償

自然の消耗等
による損害。

動産補償

紛失・置き忘れによる損害。



賠償補償

オペレーターと人身
事故被害者が同じ勤務
先の場合。
(同僚間災害)

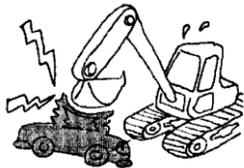
A社のオペレーターが
A社の従業員を誤って
ケガさせた。



賠償事故

建設機械で
第三者の財物を破損した。

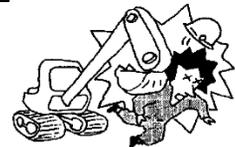
A社のオペレータが
駐車中の乗用車を破
損した。



賠償事故

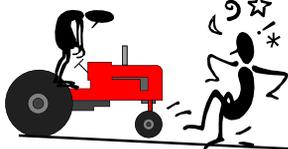
建設機械で
下請け会社の従業員を
ケガさせた。

A社のオペレータが
B社(下請け・孫請け
等)の従業員をケガさせ
た



賠償事故

ナンバー無し
建機での公道
走行中における賠償事故。

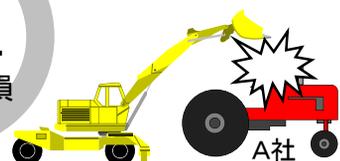


公道自走中の事故

賠償事故

自分の所有・使用・
管理物の損害。

A社がレンタルした機械で
A社の機械を破損した



万一事故が起こったときは

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2) 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車輛を安全な場所へ移動させて下さい。又は物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3) 警察へ事故の届出を

- ①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。)
(道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- ②盗難事故(車輛・機械など)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
- ③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

(4) ただちに当社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

- ①事故発生の日時
- ②事故発生の場所
- ③お客様のお名前・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
- ④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)
- ⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
(物損事故)…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故)…ケガの内容、病院名、電話番号
- ⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

※ 人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

◆ご注意

- ①賠償金の確定・示談の決定などには保険会社の承認といたします。
万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生しても補償できません。
- ②盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
- ③貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- ④過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はご負担となります。
- ⑤補償につきましては休車料は含まれておりません。
- ⑥人身事故において、労災が適応されるべき事故は労災を優先していただきます。

資格一覧表

機 械 名	区 分	公道走行の 運転資格 (免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.1)	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ブルドーザ	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ローラ	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	ローラの運転の業務	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(ローラ)	技能講習
クローラダンプ ホイールキャリ	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上	(白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ 10m未満	普通免許以上 (スカイマスター・ リフトトラック)	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付トラック	最大吊上1t未満	普通免許以上 (クレーン付トラック)	小型移動式クレーンの運転(玉掛)	特別教育
クローラクレーン	最大吊上1t以上5t未満		小型移動式クレーンの運転(玉掛)	技能講習
アーティキュレートダンプ	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ゴンドラ			ゴンドラ作業の業務	特別教育
タワークレーン	最大吊上5t未満		玉掛	技能講習
			クレーンの運転	特別教育